



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
8 月 24 日
第 4477 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 告 示

通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨（森林保全課）	1
社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の登録（医療福祉推進課）	1
社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の開設者の名称および代表者の氏名変更の届出（医療福祉推進課）	2
道路区域の変更（道路課）	2

○ 公 告

一般競争入札の公告（財政課）	3
落札者決定の公告（税政課）	4

○ 県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告（西部）	4
------------------	---

告 示

滋賀県告示第344号

平成30年農林水産省告示第292号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を米原市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年8月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 米原市多和田字聖谷26、28、46、48、49、字舟原261-1、字穴田1067-1、1067-3、字八屋1235、1251、1252、1254、1257、1259-2、1260-1、字不動1322、1344-1、1352、字鞍馬1360、1362、1366、1376-1、字片山1426、1427
- 2 通知の内容の要旨 平成30年農林水産省告示第292号のとおり

滋賀県告示第345号

平成30年農林水産省告示第299号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を米原市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年8月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 米原市梓河内字栃木谷1556-9、1556-12
- 2 通知の内容の要旨 平成30年農林水産省告示第299号のとおり

滋賀県告示第346号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項の規定に基づき、登録研修機関として、次の者を登録した。

平成30年8月24日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称および代表者の氏名	主たる事務所の所在地	研修の課程	登録年月日	登録番号
メディカルケアプラス	大阪府大阪府中央区谷町三丁目4-2名阪第一ビル7階	株式会社Monotas 代表取締役 新井颯太	大阪府大阪府中央区谷町三丁目4-2名阪第一ビル7階	第1号研修 第2号研修	平成30.8.8	2511505

滋賀県告示第347号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第4条第2項の規定に基づき登録研修機関として登録した者のうち、次の者から開設者の名称および代表者の氏名変更の届出があった。

平成30年8月24日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の旧名称および代表者の氏名	開設者の新名称および代表者の氏名	主たる事務所の所在地	研修の課程	変更年月日	登録番号
一般社団法人日本介護教育協会	東京都中野区本町六丁目27番12号豊国ビル203	一般社団法人日本介護教育協会 代表理事 大塚克巳	一般社団法人日本介護教育協会 代表理事 小川祐輔	東京都中野区本町六丁目27番12号豊国ビル203	第1号研修 第2号研修	平成30.8.3	2511502

滋賀県告示第348号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成30年8月24日から平成30年9月7日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月24日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	片岡栗東線	守山市勝部五丁目字下小福寺830番地先から	変更後	最小 21.3m	56.6m	道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域変更 なお、現道の供用は従前のとおり
		守山市勝部五丁目字下小福寺826番2地先まで		最大 22.0m		
		守山市勝部五丁目字下小福寺830番地先から	変更前	最小 12.0m	56.6m	
		守山市勝部五丁目字下小福寺826番2地先まで		最大 12.7m		

公 告

一般競争入札の公告

平成30年度県有地等売却契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成30年8月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する物件

物件番号	物件所在地	地目等	面積 (㎡)	予定価格 (円) (最低売却価格)
1	高島市新旭町新庄字前川原487番1 他計3筆	宅地 (建物)	1,348.28 523.06	15,564,000
2	甲賀市信楽町長野字川東117番4	宅地 (建物)	2,587.33 1,044.70	26,344,000
3	高島市今津町上弘部字南樫507番1	雑種地	963.00	14,541,300
4	長浜市木之本町木之本字八ツ塚591番1	宅地	593.25	6,881,700

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することとなったときから2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号。以下「規則」という。)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「防止法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でなくなった日から5年を経過していない者
 - イ 入札に付する県有地等を暴力団(防止法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の事務所またはその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を得る目的または第三者に損害を与える目的で暴力団員または暴力団を利用している者
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する滋賀県の職員でないこと。

3 一般競争入札申込書および案内書の配布期間および配布場所

- (1) 配布期間 平成30年8月24日(金)から9月18日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
- (2) 配布場所

滋賀県総務部財政課公有財産係 大津市京町四丁目1番1号(滋賀県庁本館1階)

滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係 草津市草津三丁目14-75(南部合同庁舎)

滋賀県総務部総務事務・厚生課甲賀総務経理係 甲賀市水口町水口6200(甲賀合同庁舎)

滋賀県総務部総務事務・厚生課東近江総務経理係 東近江市八日市緑町7-23(東近江合同庁舎)

滋賀県総務部総務事務・厚生課湖東総務経理係 彦根市元町4-1(湖東合同庁舎)

滋賀県総務部総務事務・厚生課湖北総務経理係 長浜市平方町1152-2(湖北合同庁舎)

滋賀県総務部総務事務・厚生課高島総務経理係 高島市今津町今津1758(高島合同庁舎)

4 契約条項を示す場所 滋賀県総務部財政課公有財産係

5 入札参加申込みの方法

- (1) 一般競争入札申込書に必要事項を記載し、2(1)から(5)までに掲げる要件を満たす者であること等を誓約する書面を添えて、郵送または持参の方法により申し込むこと。
 - ア 一般競争入札申込書および誓約書(以下「申込書等」という。)を郵送する場合
 - (7) 送付先 滋賀県総務部財政課公有財産係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 - (4) 受付期間 平成30年9月18日(火)までに到着したものに限り受け付ける。
 - イ 申込書等を持参する場合
 - (7) 受付場所 滋賀県総務部財政課公有財産係 大津市京町四丁目1番1号

(4) 受付期間 平成30年8月24日(金)から9月18日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(7) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 期限までに申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができない。

6 入札の日時、場所等

(1) 日時および場所

物件番号	年 月 日	時 間	場 所
1	平成30年10月4日(木)	午前10時	大津市松本一丁目2-1
2	〃	午前11時	大津合同庁舎入札室(3階)
3	〃	午後2時	
4	〃	午後3時	

(2) 郵便による入札は、行わない。

7 開札の日時および場所 開札は、入札後入札を行った場所において直ちに行う。

8 入札保証金 入札者は、入札見積額の100分の5以上の額を入札保証金として、入札執行の当日の受付時に納めなければならない。

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 規則第199条に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 契約書の作成の要否および売買代金の支払方法

- (1) 契約書の作成の要否 要
- (2) 売買代金の支払方法 契約締結時に売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付し、契約締結の後累が発行する納入通知書により指定期日までに納付すること。

12 入札保証金の帰属 落札者が落札決定の日から14日以内に契約を締結しないときは、8の入札保証金は、違約金として県に帰属する。

13 入札の詳細は、案内書による。

14 問合せ先 滋賀県総務部財政課公有財産係 電話 077-528-3191

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

平成30年8月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託業務名および数量 地方税ポータルシステムASPサービス導入および運用維持管理業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県総務部税政課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3217
- 3 落札者を決定した日 平成30年8月8日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社TKC 代表取締役社長 角一幸 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
- 5 落札金額 8,138,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成30年7月20日(金)

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成30年8月24日

滋賀県西部県税事務所長 今井 幸雄

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日

200 リットル券	船舶	10630762 } 10630763	2	平成30. 4. 2 } 平成30. 9. 30	大津市雄琴 5-10-56 株式会社マリーナ雄琴	平成30. 7. 1
20 リットル券	船舶	10630697 } 10630700	4	平成30. 4. 2 } 平成30. 9. 30	大津市雄琴 5-10-56 株式会社マリーナ雄琴	平成30. 7. 1
10 リットル券	船舶	10630655	1	平成30. 4. 2 } 平成30. 9. 30	大津市雄琴 5-10-56 株式会社マリーナ雄琴	平成30. 7. 1

